

■二〇二〇年株主総会の実務対応(5)

株主総会当日の議事運営と 想定問答の準備

濱口耕輔 弁護士

一 はじめに

本年の定時株主総会を迎えるに当たり各社が頭を最も悩ませているのは、新型コロナウイルスの感染拡大を受けた対応であろう。現下の状況に鑑みると、六月総会の開催時期に新型コロナウイルス感染症の拡大がまだ終息していないことを念頭に置いて準備を進める必要がある。

本稿では、新型コロナウイルスの感染拡大を受けた株主総会当日の議事運営における留意点を整理するとともに、その文脈において適法な株主総会を実施するために最低限心得ておくべき事項を確認することにした。併せて、新型コロナウイルスの感染拡大に関するトピックを中心に、株主総会の想定問答を準備する上でのポイントや留意点を紹介する。なお、本稿執筆時

点は二〇二〇年四月八日であり、六月総会のタイミングでは本稿の前提が大きく変わっている可能性があることには留意されたい。

二 株主総会当日の議事運営

1 新型コロナウイルスの感染拡大を受けた株主総会当日の議事運営

(1) 来場株主の抑制

まず、会場での感染拡大を防止するため、株主に対して、来場せずに議決権行使書面や電磁的方法による議決権行使を推奨することに加え、招集通知や自社のウェブサイトにおいて来場の自粛を要請することが考えられる。経済産業省と法務省が二〇二〇年四月二日に公表した「株主総会運営に係るQ&A」(以下「総会Q&

目次

- 一 はじめに
- 二 株主総会当日の議事運営
 - 1 新型コロナウイルスの感染拡大を受けた株主総会当日の議事運営
 - 2 株主総会当日の議事運営に関するその他の留意事項
- 三 想定問答の準備
 - 1 本年の定時株主総会を取り巻く状況
 - 2 新型コロナウイルスの感染拡大に関する想定問答
 - 3 その他想定される質問
- 四 おわりに

A」という(注二)でも、「感染拡大防止策の一環として、出席を控えるよう呼びかけることは、株主の健康に配慮した措置」であり、「その際には、併せて書面や電磁的方法による事前の議決権行使の方法を案内することが望ましい」とされている。

新型コロナウイルスの感染拡大が本格化してから開催された株主総会では、特に高齢の方、基礎疾患を抱えている方、妊娠している方等に会場を差し控えるよう注意喚起を促している例が多いようである。また、お土産目当ての株主が多数来場することのないよう、例年はお土産を準備している会社も今年に限っては配らない方針とすることも十分検討に値する(注二)。社

員株主が株主総会に出席する場合も、その人数は必要最小限に留めることが肝要である。

(2) インターネットを利用した株主総会の実施
株主が来場しなくても株主総会の状況をタイムリーに把握できるよう、インターネットを介してライブ中継することが考えられる。たとえば、誰もがアクセスできるウェブサイトでストリーミング配信するほか、株主が事前に通知されたIDやパスワードによる本人確認を経た上で専用のウェブサイトで動画を視聴できるようにすることが考えられる。この場合は、通常、株主は株主総会に出席することにならないので、視聴している株主は当日の出席株主数にカウントされず、株主総会場で議決権行使することも質問や動議を行うことも想定されない。また、ライブ中継だけでなく、株主総会後も自社のウェブサイトで動画を視聴できるようにしておくことも考えられる。

株主総会の会場とインターネットにより視聴する株主との間で情報伝達の双方向性と即時性が確保されていれば、インターネットを利用した株主総会への出席や議決権の行使も認められるとされていることから(注三)、さらに一歩踏み込んでそのような対応をとることも十分検討に値する。インターネットを利用した株主総会の実施については、経済産業省が二〇二〇年二月二六日に公表した「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド」で論点が整理されて

おり、実際にこの実施ガイドを踏まえてインターネットによる出席を認めることを前提に株主総会を実施している例もある(注四)。もつとも、かかる株主総会を実施するためには、株主総会の会場とインターネットにより出席する株主との間で情報伝達の双方向性と即時性を確保できる環境整備を整えることが必要となる。新型コロナウイルスの感染拡大が深刻化している現状においては、今年の六月総会でも、インターネットを利用した出席型の株主総会を実施することも十分検討に値する。

この関係で注目されるのは、総会Q&Aにおいて、「新型コロナウイルスの感染拡大防止に必要な対応をとるために、やむを得ないと判断される場合には、合理的な範囲内において、自己会議室を活用するなど、例年より会場の規模を縮小することや、会場に入場できる株主の人数を制限することも、可能」であり、「その結果として、会場に事実上株主が出席していなかったとしても、株主総会を開催することは可能」とされている点である。また、その場合に、「株主総会に出席を希望する者に事前登録を依頼し、事前登録をした株主を優先的に入場させる等の措置をとることも」可能とされている。したがって、このような方策とインターネットを利用することで、ほぼオンラインでの株主総会の実施も十分可能と思われる。なお、総会Q&Aでは、「事前登録を依頼するに当たっては、

全ての株主に平等に登録の機会を提供するとともに、登録方法について十分に周知し、株主総会に出席する機会を株主から不公正に奪うものとならないよう配慮すべき」とされている点には留意が必要である。

(3) 新型コロナウイルスへの感染が疑われる株主に対する退席要請・退場命令

会場での感染拡大を防止するため、来場した株主についてサーモグラフィ検査等を実施し、たとえば三七・五度を超えるような発熱が確認される場合は、必要に応じて問診を経た上で退席を促すことが考えられる。また、発熱が確認されなくても、頻繁に咳き込んでいる等明らかに異常な呼吸器症状が認められる場合も同様に退席を求めることが許容されよう。かかる退席要請は、会場での感染拡大を防止し平穏な株主総会を実現するための合理的な措置といえるので、株主総会の決議取消事由にならないと考えるべきであろう。退席要請に当たっては、感染が疑われる出席株主が確認された場合の具体的なフロー(株主への説明内容および方法、退席要請等の判断権者等)を事前に整理しておく必要がある。医師や看護師等に待機してもらい、感染が疑われる株主が確認された場合にはその対応を依頼することも考えられよう。

悩ましいのは、株主がかかる退席要請に依らず株主総会への出席を強く希望した場合の対応である。株主総会の議長は、その命令に従わな

い者や総会場の秩序を乱す者を退場させることができる」とされているが(会社法三二五条二項)、一般的に、退場命令は、それを受けた株主から株主総会への出席権、発言権、議決権等を奪う点で重い処分であり、違法な退場命令は株主総会の決議取消事由となり得るので(同法八三一条一項一号)、退場命令を出すに当たっては慎重な判断が求められる。しかしながら、感染が疑われる株主の出席を認めることは、他の出席株主や会場係員等の株主総会の運営に携わっている者の生命・健康の安全を脅かすことになりかねないし、また、後になって万が一会場での感染が確認された場合、会場での感染を防止するための十分な対応をとらなかつた点について会社に対して強い社会的非難が向けられることが容易に想像され、会社として大きなレピュテーションリスクを抱えることになる。感染が疑われる株主が退席要請に応じない場合は、議長が警告の上退場を命じることができると考えるべきであろう。なお、株主総会の開会後は、総会秩序維持権(同法三一五条一項)を有する議長が退場を命じることになるが、開会前は会社の判断で退場を命じることができると考えられる(注五)。総会Q&Aでも、新型コロナウイルスの罹患が疑われる株主の入場制限やかかる株主への退場命令も可能とされている。

また、会場でのマスクの着用を要請したにもかかわらずそれを拒否する株主や、サーモグラ

フィー検査等を拒否する株主に対して退場を命じることができるとも問題となる。前述のとおり退場命令に当たっては慎重な判断が求められるが、前者の株主に対しては、たとえば、スペースに余裕があれば別室や他の株主からは隔離された会場の一区画への移動を要請し、その要請にも応じない場合は警告の上退場命令を出すことも差し支えないであろう(注六)。後者についても、何ら合理的な理由なく検査等を拒否する株主には警告の上退場を命じることができると考えられる。

(4) 会場設置

新型コロナウイルスは感染力が非常に強く、飛沫感染および接触感染により感染すると考えられており、また、喚気が悪く、人が密に集まり、不特定多数の人が接触する可能性が高い空間における集団感染のおそれが指摘されている。それを踏まえると、参加者への手洗いの推奨やアルコール消毒薬の設置といった一般的な対応に加え、会場設置上、株主席に余裕を持たせる、少なくとも一席ずつ空けて座るよう要請する、それらと併せて株主総会の様子を同時に視聴できる別室を設ける等して株主席のスペースを確保する、会場の風通しをよくするといった工夫が考えられる。また、可能であれば出席株主にマスクを準備しその着用を促すことも考えられる。そのほか、株主が発言する際のスタンドマイクを株主席からたとえば二メートル

以上離れた場所に設置する、マイク使用後はただちに消毒措置を施すことも考えられる。会場係員となる従業員にはマスクを着用させる等、その健康管理にも配慮する必要がある(注七)。

また、会場でサーモグラフィー検査等を実施したり株主に対してマスクの着用を要請したりする場合、通常の株主総会と比較して受付事務に時間を要する可能性がある。その場合、開場時間を前倒しすることも考えられる。

(5) 議事運営の迅速化・効率化
ア 報告事項の短縮

近時は、株主総会の「ビジュアル化」を意識して、事業報告や計算書類・連結計算書類の報告に当たり趣向を凝らした動画やプレゼンテーションを利用する会社が増えているが、新型コロナウイルスの感染が拡大している状況下にあつては、会場での感染拡大の可能性を最小化するべく、できる限り迅速かつ効率的に議事を進めるべきであり、時間を要する不要な演出は避けるのが無難であろう。総会Q&Aでも、「新型コロナウイルスの感染拡大防止に必要な対応をとるために、やむを得ないと判断される場合には、株主総会の運営等に際し合理的な措置を講じること」も「可能であり、具体的には議事時間を短くすることなどが考えられる」とされている。

まず、通常の議事に含まれている監査役・監

査等委員による監査報告は、会社法上、取締役が株主総会に提出する議案、書類等に法令もしくは定款に違反し、または著しく不当な事項がある場合に必要となるものであり(会社法三八四條、三九九條の五)、そうでない限り株主総会での報告は不要である。したがって、監査報告を省略することで、議事の迅速化を図ることが考えられる。

加えて、事業報告および計算書類・連結計算書類の報告も省略が可能である。それらは株主総会の添付書類として株主に提供されていることから、法的には、単にそれを参照するという形で報告を終えることも可能である。もつとも、株主総会において具体的な報告をまつたく行わないというのも来場した株主への対応として適切でない場合が多いであろうから、メリハリのある簡潔な報告とすることが望ましい。たとえば、計算書類・連結計算書類については主要な財務指標を、事業報告については対処すべき課題のみを議長が口頭で説明するといった進め方が考えられる。また、報告事項については、別途プレゼンテーション資料を準備して株主総会で説明している会社が多いと思われるが、今年に限っては、そのような資料を準備するとしても、株主総会で投影して説明するのはその一部に絞り、資料は来場した株主に対して紙ペーすで配付し、加えて自社のウェブサイトに掲載することも考えられる。

イ 質疑応答の進め方

株主総会では株主との質疑応答に最も時間を割くことが多い。多くの会社では、個別上程方式ではなく一括上程方式により質疑応答を進めており、また、株主による質問数や時間に制限を設けるといった措置を講じているものの、新型コロナウイルスの感染拡大を受け迅速かつ効率的な議事運営を実現するためには、質疑応答の短縮化に向けた一層の工夫も必要となりうる。

もつとも、取締役等には株主総会における説明義務が課されていることから(会社法三二四條)、質疑応答をできる限り短縮しようとするあまり、かかる説明義務に違反するようなことがあってはならない。説明義務に違反してなされた決議は、決議方法の法令違反の瑕疵があるものとして、株主総会の決議取消事由となり得る(同法八三一條一項一号)ほか、正当な理由なく株主が説明を求めた事項について説明しなかった場合、取締役等は100万円以下の料金の対象となる(同法九七六條九号)。

その関係で留意を要するのは質疑応答の打ち切りの方法およびタイミングである。株主総会における説明義務は、会議の目的たる事項の合理的判断のために必要となる情報が審議の中で出席株主に提供されるようにするために取締役等に対し課されるものである。そして、議題の合理的な判断のために必要な質問が出尽くす等し

て、それ以上そのために必要な質問が提出される可能性がないと客観的に判断されるときには、議長は質疑応答を打ち切ることができ、このような議長の措置について説明義務違反の問題は生じないとされている(注八)。なお、株主総会の会議の目的たる事項には、株主総会における決議事項だけでなく報告事項も含まれると考えられることから(注九)、質疑応答の打ち切りについては、決議事項だけでなく報告事項との関係でも議論が成熟しているかを踏まえて判断する必要がある。もつとも、現実問題として、議長において決議事項や報告事項について議論が尽くされたと考えられる場合でも、実際に株主から質問が出されている状況において質疑応答を打ち切るのは困難な場合が多い。一案としては、議長から、質疑応答の冒頭で、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて特に迅速かつ効率的な議事運営が求められる状況であることから質疑応答に充てるおおよその時間の上限(たとえば三〇分程度)を決めることをあらかじめ説明し、議場にその旨を諮り株主の了承を得た上で質疑応答を進め、その後、当該時間が経過したタイミングで、決議事項または報告事項に関する質問の有無を議場に確認し、それが無いことを確認できた場合に、質疑応答の打ち切りを再度議場に諮り株主の了承を得て質疑応答を終えるといった進め方が考えられる。

(6) 決算・監査業務の遅延により招集通知に際して計算書類等を株主に提供できない場合の対応

計算書類および事業報告(その監査報告および会計監査報告を含む)ならびに連結計算書類は、定時株主総会の招集通知に際して株主に提供する必要があるので(会社法四三七条、四四四条六項)、新型コロナウイルスの感染拡大による業務の停滞、中断等により決算・監査業務に遅れが生じ、招集通知のタイミングでそれらの書類を株主に提供できない場合は、定時株主総会の延期を検討することになる(注一〇)。新型コロナウイルスの感染拡大を理由とする定時株主総会の延期については法務省が見解を発表している(注一一)。それによると、新型コロナウイルス感染症に関連し、定款で定めた時期に定時株主総会を開催することができない状況が生じた場合には、その状況が解消された後合理的な期間内に定時株主総会を開催すれば足りるとされている。もっとも、定款で定時株主総会の議決権の基準日が定められている場合で、当該基準日から三カ月以内に定時株主総会を開催できないときは、新たに議決権行使のための基準日を定めた上で公告する必要がある(会社法一二四条三項)。

他方で、たとえば役員の変更期にある会社等においては、新しい経営体制への移行が当初の想定から遅れることによる事業への影響等を踏

まえ、当初想定していた定時株主総会のタイミングで役員を選任議案の決議を経て経営陣の入れ替えを行い(注一二)、その時点では実施できない計算書類および連結計算書類の報告(ただし、計算書類について会社法四三九条に定める会計監査人設置会社の特則を適用できない場合は定時株主総会の承認)ならびに事業報告については、別途継続会において実施することが考えられる(注一三)。

その場合は、定時株主総会において、決算・監査業務が完了次第すみやかに継続会を開催してそこで各種報告を行うこと、ならびに継続会の日時および場所の決定を議長または取締役会に一任することを議場で諮り株主の承認を得ることになる。その上で、決算・監査業務完了後に継続会の開催通知を出し、その際に報告の対象となる書類を株主に提供し、所定の日時および場所で開催することになる。

継続会は当初の株主総会と同一の会議とみなされるため、議決権を有するべき株主は同一であり、継続会の実施が基準日から三カ月経過であっても、会社法一二四条に違反することにはならない。また、継続会については相当期間内に開催されることが必要とされており、その期間は一週間とするのが通説とされているが(注一四)、前記の法務省の見解も踏まえると、決算・監査業務を完了した後合理的な期間内に継続会を開催すれば問題ないと考えるべきであ

る。とはいえ、定時株主総会を開催するタイミングでも決算・監査業務の完了目処が立っておらず、継続会の開催が相当後にずれこむことが見込まれる場合は、開催時期の点で継続会の適法性に疑義が生じかねない。その場合は、事業報告ならびに計算書類および連結計算書類の報告のための株主総会を別途開催することを検討することになる(注一五)。別途株主総会を開催する場合、議決権を行使できる株主が、当初の株主総会と異なることになる。

(7) その他の留意事項

政府が二〇二〇年二月二十五日に決定した「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」では、「イベント等を主催する際には、感染拡大防止の観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討するよう要請する」とされていることを踏まえると、定時株主総会の後に開催を予定している株主懇親会等のイベントは中止するのが適当である。

当日出席予定の取締役その他の従業員または会場係員についても、株主総会当日までの体調管理に留意すること、体調不良の場合は当日の出席を見合わせることを周知徹底するとともに、会社としてもそれらの者の体調を正確かつ適時に把握できる体制を整えておくべきである。その関係で、議長が感染等の理由により株主総会に出席できなくなった場合の対応も整理しておく必要がある。通常は、定款の定め

従ってあらかじめ定めた順序により他の取締役が議長に就任することになる。

2 株主総会当日の議事運営に関するその他の留意事項

本年の定時株主総会における最大の関心事は新型コロナウイルスの感染拡大を受けた対応とされるが、当然のことながら、通常の株主総会の議事運営における留意点も等しく当てはまるので、それへの対応を怠ることがあってはならない。詳細は割愛するが(注一六)、株主総会を運営するに当たり最も重要な視点は適法に株主総会を開催することであり、その観点から、1で触れた説明義務の範囲や質疑打ち切りのタイミングおよび方法を再確認するとともに、動議が提出された場合のフローを準備し適切に処理できるようにしておくことが肝要である。また、アクティビストの活発化等を受けて株主提案がなされる会社も少なくないであろうから、提案株主に対して提案内容について説明する機会を付与する等(注一七)、その場合の議事運営も事前に整理しておく必要がある。株主から事前質問が出された場合の対応についても同様である。

また、新型コロナウイルスの感染拡大の状況下にあっても、株主総会が企業と株主・投資家との間の建設的対話を促進するための場という位置づけであることに何ら変わりはない。株主

総会当日の議事運営という文脈では、コーポレートガバナンス・コードの補充原則一―二⑤(注一八)を踏まえ、機関投資家等の実質株主による株主総会の出席を認めることも積極的に検討するべきであろう。最近では、会社の裁量により株主総会の傍聴を認める会社が多くなっているが(注一九)、さらに踏み込んで、実質株主については、議決権行使の代理人資格に対する制限に係る定款の定めを形式的に適用せず、代理人として株主総会への出席を認めることも考えられる。その場合、実務上、株主総会の現場において、訪れた機関投資家が実質株主であることをどのように判断するかが問題となるが、事前に信託銀行と協議の上、機関投資家の意向を確認し、信託銀行との間で定めたフォームによる株主確認書や委任状を提出してもらおう等、一定のプロセスを株主総会の受付フローに含めておくことが考えられる。

三 想定問答の準備

1 本年の定時株主総会を取り巻く状況

本年の定時株主総会では、繰り返すまでもなく、新型コロナウイルスの感染拡大が企業の業績に与える影響が注視されよう。新型コロナウイルスの影響により業績予想の下方修正を発表する企業の数は後を絶たず、この傾向は今後も

拡大するものと思われる(注二〇)。これに加え、東京オリンピックの延期、米中貿易摩擦や英国のEU離脱後の展開、中東情勢等の動向が日本経済全体のリスク要因になるとともに、国内ではキャッシュレス・ポイント還元事業終了後の消費動向に加え、人手不足の深刻化や働き方改革への対応等が企業経営の負担増につながることも懸念される。想定問答の準備に当たっては、これらのリスク要因への対応や今後の見込みについて各社の置かれた具体的な状況を踏まえた回答を準備しておく必要がある。

法令等の動向という点で何点か指摘しておく。まず、昨年一月に公布・施行された企業内容等の開示に関する内閣府令の改正により、有価証券報告書における財務情報および記述情報の充実のため、開示内容の見直しが行われ、それに加えて、金融庁は、昨年三月一九日に「記述情報の開示に関する原則」および「記述情報の開示の好事例集」を公表している。内閣府令の改正については、経営方針、経営環境および対処すべき課題等、事業等のリスク、ならびに財務状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況の分析(MD&A)に関する開示の充実も含め、二〇二〇年三月期から全面的に適用されるので、想定問答においても、このような開示の充実に向けた一連の流れを意識した回答を検討することが望ましい。また、昨年一二月に臨時国会で会社法改正が可決・成立しており、そ

れへの対応に向けた質問が出されることも予想される。本年四月一日に施行された改正民法の影響についても整理しておく必要がある。このほか、多くのグループ会社を擁する会社は、経済産業省が昨年六月二十八日に公表した「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針」の内容を踏まえた上で、グループ・ガバナンスに関する想定問答を検討しておくべきである。

2 新型コロナウイルスの感染拡大に関する想定問答

まず、新型コロナウイルスの感染拡大に関する想定問答を取り上げる。新型コロナウイルスの関連で株主から問われる可能性のあるテーマとしては、大別して、①事業活動および業績への影響とBCP（事業継続性）の観点からの対策、②事前のリスク評価および備えの十分性、③役員で感染した者の有無および罹患者防のための方策、ならびに④株主総会の議事運営に関する質問が想定される。④については、前記二を参照されたい。

このうち、①と②のテーマはそれぞれ関連性を有している。すなわち、新型コロナウイルス感染拡大の事業活動および業績への悪影響が重大であればあるほど、事業継続やダメージコントロールのためにどのような対策をとったのかまたはとうとうとしているのか(①)、また、経営

陣としてなぜそのような重大な悪影響を予見・予防することができなかったのか(②)について追及が厳しいものになることが予想される。新型コロナウイルスの影響拡大および対応については、各社において現在進行形で進んでいることから、株主総会用の想定問答を作成しつつ、そこで問われる株主の問題意識から逆算して、これから株主総会までの間に会社として検討しておくべき対応を洗い出し、ただちに実施に移していくことも重要な視点となる。なお、本稿執筆時点において新型コロナウイルスの感染拡大状況は日々大きく変化しており、株主総会直前までのこまめな見直しとアップデートの必要性にも留意する必要がある。以下、テーマごとに想定問答例と留意点につき概説する。

(1) 事業活動および業績への影響とBCP（事業継続性）の観点からの対策

〔質問〕

新型コロナウイルスの感染拡大が続いており、いつ終息するのか先行きが見えない状況だが、経営陣として、会社の事業活動や業績に与える悪影響についてどのように考えているのか説明してほしい。加えて、この状況下においてこのまま事業活動を継続できると考えているのか、また、業績への悪影響を最小限に止めるためにどのような施策を検討・実施しているのか、教えて

ほしい。

〔回答例〕

新型コロナウイルスの感染拡大による影響を現時点で正確に予測することは難しい状況ではあるものの、すでに開示しておりますとおり、当社の事業活動に対して●といった影響があると考えております。今後、新たに判明する事業活動への影響については、それが明らかになった時点ですみやかに開示するようにいたします。また、業績予想についても、新型コロナウイルスの感染拡大を受けてその前提条件にさらに大きな変動が生じた場合にはその旨を適時に開示するとともに、合理的な見積りが可能となった時点ですみやかにアップデートするよういたします。事業計画についても現在見直しておりますので、それが完了次第すみやかに開示いたします。

なお、現時点で、当社の事業活動の継続性に重大な問題が発生しているとは認識しておりませんが、新型コロナウイルスの感染拡大による事業活動や業績への影響をできる限り抑えるべく、●●といった施策を検討の上実施しており、一定の効果を上げております。

新型コロナウイルスの感染拡大に関するリスク情報については、東京証券取引所からも早期

開示の要請が出されており(注二)、事業活動および業績への影響に関する質問についても、基本的には、株主総会までに開示した内容に沿って回答することになる。もっとも、感染拡大の終息の見通しが立たない状況において影響を正確に見通すことは難しいと思われるため、事業活動の状況や業績予想の前提に変動が生じた場合はすみやかに開示するという姿勢を強調するとよいと思われる。また、新型コロナウイルスの影響により、業績について従前の予想値から大きな差異が生じた場合、その原因を具体的に説明するよう求められる可能性がある。ので、想定問答において準備しておく必要がある。

BCP(事業継続性)については業態により重点を置くべきポイントが異なるが、たとえば、サプライチェーンへの影響、国内外の工場の稼働停止等の製造活動への影響、店舗営業の休業や時間短縮、顧客や利用者の急激な減少等による営業活動への影響、サービスイベント中止の影響等の観点から、BCPについていかなる措置を講じているのか説明できるよう、準備を進めておくことが肝要である。事業継続やダメージコントロールのための施策についても株主として関心のあるテーマと考えられるので、各社の実態に照らし、可能な範囲で丁寧な説明を心がけるべきであろう。

(2) 事前のリスク評価および備えの充分性

〔質問〕

当社は、新型コロナウイルスの感染拡大を受け業績が大幅に悪化しており、また、株価も著しく下がっている。経営陣として、このような不測の事態に備えて平時にどのような対策をとっていたのか、また、なぜこのような悪影響が生じることを防止できなかったのか、説明してほしい。

〔回答例〕

当社は、有事に備えた危機管理マニュアルを整備しており、新型コロナウイルス感染症の拡大が問題となつてからは、当該マニュアルに従つて社長である私が陣頭指揮をとつてすみやかに●●といった施策を実施し、その影響を最小限に食い止めるよう鋭意対策を講じてきました。それにより●●という点で一定の効果もあつたと考えております。しかしながら、全世界的に新型コロナウイルスの感染が広がる中、当社のコントロールが及ばないことも多く、結果として、当社の業績に少なからず影響が出ることになってしまいました。このような事態となつてしまったことを深くお詫び申し上げますとともに、新型コロナウイルスの感染拡大によるさらなる悪影響をできる限り食い止め、いち早く業績を回復し株主の

皆様にご安心していただけるよう、経営陣一丸となつて全力で対応して参ります。

大会社等においては、取締役会(非取締役会設置会社では取締役)に内部統制システムの基本方針を決定することが義務づけられており(会社法三四八条四項、三六二条五項)、その内容の一つとして「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」(会社法施行規則九八条一項二号、一〇〇条一項二号)が挙げられている。これを踏まえ、会社のリスク管理体制において、経営陣として平時から新型コロナウイルスのようなパンデミックリスクを想定していたか、それに対する予防措置を講じていたかが問われる。また、リスク管理に関する規程等が定められている場合には、当該規程に沿った運用がなされていたか、実際にどのような措置を講じたのか、それが有効に機能したのかどうか、仮に有効に機能しなかったのであればその原因はなにか、今後の有事への備えとして検討・改善するべき点があるか等についても具体的に問われる可能性があるため、事前に事実関係を整理しておくことが望ましい。

(3) 新型コロナウイルス感染者の有無や罹患予防のための方策に関する質問

〔質問〕

当社の役職員の中に新型コロナウイルス

に感染した人はいたのか。また、感染予防のために講じている措置や実際に感染者が出た場合の対応方針について具体的に教えてほしい。

〔回答例〕

いまのところ、当社の役職員の中に、新型コロナウイルス感染症に罹患した者は確認できておりません。当社としては、感染者が発生しないよう、全役職員に対し、在宅勤務や混雑時を避ける時差出勤の実施、大人数または社外での会議や不急の出張の原則禁止、宴会の自粛といった感染予防のための措置を継続するとともに、役員員に対して健康管理に気を付けること、発熱や咳込み等体調に異変を感じた場合や感染者との接触が疑われる場合にはすみやかに報告すること等を徹底しております。

また、万が一当社の役職員が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合は、本人やその家族等のプライバシーにも配慮しつつ公表するとともに、所轄の保健所と連携の上、感染者が使用していた執務スペースの消毒および一時閉鎖や濃厚接触者の特定等、感染拡大を防止するための措置を講じます。

役職員で新型コロナウイルス感染症に罹患した者の有無について回答するか、回答するとし

てどの範囲で説明するかは、一義的に決まるものではなく、感染の実態、企業のイメージや知名度、業態、事業に与える影響等を踏まえた上での総合判断とならざるを得ない。しかしながら、新型コロナウイルスの感染拡大が深刻化している現状を踏まえると、感染者が発覚した場合にそれを一切公にしない対応は困難と思われる、実際上も、役員員から感染者が出た場合に对外公表している会社が多いようである。もっとも、特定の役員員が新型コロナウイルス感染症に罹患したという情報は要配慮個人情報に該当する（個人情報保護法二条三項、同法施行令二条二号）。したがって、特段の事情がない限り、本人やその家族のプライバシーに配慮し、氏名や役職名等、個人が特定されるような形で回答することについては避けるべきであり、株主への説明責任の観点からは、感染者の概数および時期を回答すれば足りるのである。

感染拡大防止のための措置については、各社の実情に応じて説明することになる。特に社内二次感染を起こしたり、多くの従業員の感染が確認されたりした企業においては厳しい質問が予想されるため、従業員への安全配慮義務の観点からも十分な対策を今から積み上げておくことが望ましい。他方で、テレワークや時差出勤の実施・推奨については、会社として柔軟な働き方を認めている姿勢のアピールにもなると思われる。

3 その他想定される質問

最後に、新型コロナウイルス以外のテーマで、本年の株主総会で株主から質問がなされる可能性が高いと思われるテーマについて簡単に触れておく。近年、敵対的買収の件数が増えているが、会社としては、買収提案を受けた場合を想定した適切かつ十分な備えが必要であることに加え、企業価値向上のために自らこれを戦略的に活用していくことも経営上の重要な選択肢の一つになりつつあることから、敵対的買収や買収防衛策に関する質問が出されることも考えられる。買収防衛策をすでに導入している会社は、その必要性や廃止の予定等、関連する想定問答をすでに準備している場合が多いであろうが、買収防衛策を導入していない会社については、買収提案を受けた場合の回答について準備しておくことが望ましい。株式会社支配に関する基本方針（会社法施行規則一八条三号イ（ハ））を定めている場合は、その内容に従って回答することになる。

〔質問〕

近年、敵対的買収が世間の注目を受けているが、当社は買収防衛策を導入していない。なぜ買収防衛策を導入しないのか。新型コロナウイルスの感染拡大を受けて市場株価が大きく下落していることも踏まえる

と、当社も敵対的買収と無縁とはいいい切れないと考えているが、仮に他社から買収提案を受けた場合にどのように対応するつもりなのか、説明してほしい。

〔回答例〕

当社といたしましては、基本的に、買収提案を受けた場合にそれに応じて当社の株式を売却するかどうかは最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものと考えておりますので、買収防衛策を導入することは現時点では考えておりません。もともと、仮に当社が買収提案を受けた場合は、その内容を真摯に検討した上、株主の皆様のご判断を最大限尊重しつつ、企業価値や株主の皆様の共同の利益が損なわれないよう臨機応変かつ適切に判断してまいります。

法務の観点からは、このほか、すでに触れたグループ・ガバナンスのほか、役員報酬、社長・CEOの後継者計画、社外取締役の実効性といったコーポレートガバナンスに関するホットトピックも株主の関心が高いと思われるため、想定問答を準備しておくことが望ましい。また、個人情報保護やサイバーセキュリティの向上に向けた取組み、働き方改革への取組みについても整理しておくべきであろう。

もちろん、これまで指摘したものに加え、例

年想定される質問項目のアップデートも必要である。ただ、経営政策・営業政策、株価動向、財務状態、配当政策・株主還元、リストラ・人事・労務といった類出テーマについては、新型コロナウイルスの感染拡大に絡んだ質問に収斂されることが多いであろう。

四 おわりに

本稿では、新型コロナウイルスの感染拡大を受けた対応を中心に、株主総会当日の議事運営と想定問答の準備に当たってのポイントを概観した。本年は、適法に株主総会を運営するという観点に加え、株主総会の会場での感染を阻止するという観点から、その時々々の具体的な状況を踏まえた柔軟な対応と対策の必要があるが、それと同時に、株主総会の意義やあり方があらためて問われる機会にならう。たとえば、インターネットを活用し物理的な開催規模をできる限り縮小する方向で株主総会を実施することを検討する企業が今後増えると思われる。

(注一) 経済産業省「法務省「株主総会運営に係るQ&A」(二〇二〇年四月二日) https://www.meti.go.jp/covid-19/kabunushi_sokai_qa.html。

(注二) 商事法務研究会編「二〇一九年版株主総会白書」本誌二二一六号(二〇一九)五三頁に掲載の図表30によれば、お土産を廃止した場合出席株主数が減少する傾向がみられる。

(注三) 相澤哲「葉玉匡美」郡谷大輔編著『論点解説 新会社法』(商事法務、二〇〇六)四七二頁。なお、会社法上、株主総会の招集に際して株主総会の場所を定めなければならないとされている(同法二九八条一項一号)こと等に照らし、物理的な会場を伴わない株主総会の開催は解釈上困難とされている。

(注四) たとえば、富士ソフトが二〇二〇年三月一三日に開催した定時株主総会、フューチャーが同月二五日に開催した定時株主総会等。

(注五) 岩原紳作編『会社法コンメンタール7——機関(1)』(商事法務、二〇一三)二七三頁〔中西敏和〕は、総会の秩序維持権について、少なくとも開会前は会社側に属するとする。もともと、退席要請に応じない株主に対する退場命令については、開会後であっても、会社側の判断で可能と解する余地もあると思われる。

(注六) 中川雅博「新型コロナウイルス感染の拡大防止のための株主総会運営に係る留意事項」資料版／商事法務四三二二号(二〇二〇)一五頁。

(注七) このほか、会場のレイアウトによっては役員席の出席者がマスクを着用することも考えられる。

(注八) 東京地判平成四年二月二四日判例時報一四五二号一二七頁等(東京電力株主総会取消訴訟事件)。

(注九) 東京地判平成一六年五月一三日資料版／商事法務二四三三号一一頁等(東京スタイル決議取消訴訟事件) 参照。

(注一〇) 新型コロナウイルス感染症の拡大により上場会社の決算・監査業務に遅延が生じた場

合の影響については、伊藤昌夫〔緊急連載〕新型コロナウイルス感染症への法務対応(3) 株主総会②——決算・監査」本誌二二二五号(二〇二〇) 五五頁を参照。

(注一一) 法務省「定時株主総会の開催について」(http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00021.html)。

(注一二) 定款では、通常、役員の任期について、選任後一定期間以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までと定められているが、ある定時株主総会の終結時に任期が満了する役員について、当該定時株主総会が所定の時期までに開催されない場合の取扱いについては見解が分かれている。従前の通説によれば、定時株主総会が終結すべきであった時に任期が満了するとされている(たとえば、蔡勝錫「判批」ジュリスト九五二号(一九九〇) 一五二頁)。しかしながら、従来の議論は、今般の新型コロナウイルス感染症の流行のようなやむを得ない事情により定時株主総会が定款所定の時期に開催できないケースを念頭に置いたものではないことに加え、法務省の前記見解も踏まえれば、新たな役員選任議案が上程された株主総会の終結の時まで任期が継続するという整理のほうが合理的と思われる。

(注一三) たとえば、FHTホールディングスが二〇二〇年三月二六日に開催した定時株主総会では、各種報告を継続会で行うことが前提とされている。

(注一四) 中村直人編著『株主総会ハンドブック〔第四版〕』(商事法務、二〇一六) 四〇八頁〜四

〇九頁。

(注一五) なお、定時株主総会は、計算書類に関する承認決議または報告を行うことが想定された株主総会であることから(会社法四三八条)、あらためて事業報告ならびに計算書類および連結計算書類の報告のための株主総会を別途開催する場合、厳密にはその株主総会が定時株主総会となり、他方で、役員選任等の決議を行う当初想定されていた時期に開催する株主総会は臨時株主総会という位置づけになると思われる。定款で定時株主総会の議決権の基準日が定められている場合にその基準日を後者の臨時株主総会の基準日として流用できるのか、それとも臨時株主総会の開催に当たり別途基準日の公告が必要になるのか等、検討すべき課題は少なくない。

(注一六) たとえば、後藤晃輔「平成三一年株主総会の実務対応(5) 株主総会における議事運営」本誌二一九三号四六頁以下を参照。

(注一七) 山形地判平成元年四月一八日判例時報一三三〇号一二四頁(山形交通事件)。

(注一八) 補充原則一―二⑤は、「信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、株主総会において、信託銀行等に代わって自ら議決権の行使等を行うことをあらかじめ希望する場合に対応するため、上場会社は、信託銀行等と協議しつつ検討を行うべきである」としている。

(注一九) 商事法務研究会・前掲(注二) 一〇〇頁に掲載の図表86によれば、回答会社のうち約七一%が傍聴を認めている。

(注二〇) 帝国データバンク「新型コロナウイルス

スの影響による上場企業の業績修正動向調査(二〇二〇年四月一日時点)」(二〇二〇年四月三日)によれば、新型コロナウイルスの影響を受けて業績予想の下方修正をした上場企業は本年四月一日までに一四一社とされている。

(注二一) 東京証券取引所「新型コロナウイルス感染症に関するリスク情報の早期開示のお願い」(<https://www.jpix.co.jp/news/1023/20200318-01.html>)。また、東京証券取引所は、二〇二〇年四月七日付「緊急事態宣言発令に伴う売買の取扱いを踏まえた情報開示に係る対応」においても、重要性の高い会社情報の適時・適切な情報開示を要請している。

(はまぐち・こうすけ)